官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（消費者庁四）　二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務八六）
○人材育成奨学計画のための日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文の効力発生に関する件（外務一七九）
○アブジャにおける起業家支援施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八〇）
○社会課題に取り組むスタートアップ企業を支援する環境整備計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八一）　三
○政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する件（同一八二）
○ネパールにおけるジャジャルコット地震によって被災した地域の生計の改善及び災害に対する強靱性の向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同一八三）
○太平洋諸島における気象業務向上及び災害リスク軽減のための地域拠点整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八四）
○日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定を改正する議定書の署名及び効力発生に関する件（同一八五）
○税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（同一八六）
○返納を命じた旅券を無効とする件（同一八七）
○登録記念物の登録を抹消する件（文部科学四八）　四
〔国会事項〕　六
〔人事異動〕
内閣府　六
〔官庁報告〕
官庁事項
組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　七
太平洋広域漁業調整委員会会長公示（太平洋広域漁業調整委一五）　八
日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示（日本海・九州西広域漁業調整委一五）　八
瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示（瀬戸内海広域漁業調整委一五）　八
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一九、二〇）　九
日本国に帰化を許可する件（同二一）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
財部町土地改良区役員の退任及び就任、土地改良区の定款変更の認可（北上川沿岸中田地区・財部町）、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一〇

その他告示

○消費者庁告示第四号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和七年五月十三日

消費者庁長官　新井ゆたか

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海	名古屋市東区泉一丁目７番34号荘苑泉３Ｃ	名古屋市東区泉一丁目７番34号荘苑泉３Ｃ	令和七年四月十日

○法務省告示第八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十三日

法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
別表第一		
名称	所在地	
［略］	［略］	
アティス日本語学院宇都宮校	栃木県	
［略］	［略］	
［項を削る。］		
［略］	［略］	
京進ランゲージアカデミー上野校	東京都	

改正前		
別表第一		
名称	所在地	
［同上］	［同上］	
アティスインターナショナルアカデミー	栃木県	
［同上］	［同上］	
オーエルジェイランゲージアカデミー（ＯＬＪ　Ｌａｎｇｕａｇｅ　Ａｃａｄｅｍｙ）	東京都	
［同上］	［同上］	
京進ランゲージアカデミー上野校	東京都	

京進ランゲージアカデミーＯＬＪ校	東京都
京進ランゲージアカデミー新宿校	東京都
京進ランゲージアカデミーＤＢＣ校	東京都
［略］	［略］
［項を削る。］	
［略］	［略］
［項を削る。］	
［略］	［略］
［項を削る。］	
［略］	［略］

別表第三

名称	所在地
［略］	［略］
理知の杜日本語学校東京校	東京都
東京日本橋外語学院	東京都
［略］	［略］
南西日本語学校豊見城校	沖縄県
沖縄アカデミー専門学校	沖縄県

備考　表中の［　］は注記である。

［項を加える。］	
京進ランゲージアカデミー新宿校	東京都
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
ダイナミックビジネスカレッジ	東京都
［同上］	［同上］
東京日本橋外語学院	東京都
［同上］	［同上］
沖縄アカデミー専門学校	沖縄県
［同上］	［同上］

別表第三

名称	所在地
［同上］	［同上］
理知の杜日本語学校東京校	東京都
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
南西日本語学校豊見城校	沖縄県
［項を加える。］	

○外務省告示第百七十九号

令和五年十月二十五日にアンティグオ・クスカトランで行われた人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文（令和六年二月一日付け外務省告示第三十二号）に関し、日本国政府は、その効力発生のための国内手続を完了した旨のエルサルバドル共和国政府からの書面による通告を令和六年一月二十六日に受領した。よって、同交換公文は、その規定に従い、同日に効力を生じた。

令和七年五月十三日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百八十号

令和七年四月十日にアブジャで、アブジャにおける起業家支援施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がナイジェリア連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　アブジャにおける起業家支援施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十六億三千四百万円

3　贈与の供与期限　令和十三年十二月三十一日

4　署名者
日　本　側　小嵜仁史在ナイジェリア大使館参事官
ナイジェリア側　アブバカル・アティク・バグドゥ予算・経済計画大臣
令和七年五月十三日
外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百八十一号

令和七年四月十日にアブジャで、社会課題に取り組むスタートアップ企業を支援する環境整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がナイジェリア連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　社会課題に取り組むスタートアップ企業を支援する環境整備計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　三十一億四千二百万円
3　贈与の供与期限　令和九年三月三十一日
4　署名者
日　本　側　小嵜仁史在ナイジェリア大使館参事官
ナイジェリア側　アブバカル・アティク・バグドゥ予算・経済計画大臣
令和七年五月十三日
外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百八十二号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表3の機関の表の2B群に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第十九条1の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条5の規定に従い、令和七年四月十一日に効力を生じた。

（令和七年四月十六日付け世界貿易機関事務局長確認書）
令和七年五月十三日
外務大臣　岩屋　毅

機関の表
2　B群
2.1　国立研究開発法人建築研究所
2.2　独立行政法人航空大学校
2.3　独立行政法人農林水産消費安全技術センター
2.4　国立研究開発法人森林研究・整備機構
2.5　大学共同利用機関法人
2.6　独立行政法人海技教育機構
2.7　国立研究開発法人水産研究・教育機構
2.8　全国健康保険協会
2.9　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
2.10　独立行政法人造幣局
2.11　独立行政法人労働者健康安全機構
2.12　日本年金機構
2.13　独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
2.14　独立行政法人自動車技術総合機構
2.15　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
2.16　独立行政法人国立公文書館
2.17　国立研究開発法人国立がん研究センター
2.18　国立研究開発法人国立成育医療研究センター
2.19　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
2.20　国立健康危機管理研究機構
2.21　独立行政法人工業所有権情報・研修館
2.22　独立行政法人大学入試センター
2.23　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
2.24　国立研究開発法人国立循環器病研究センター
2.25　独立行政法人国立病院機構
2.26　国立研究開発法人国立環境研究所
2.27　国立研究開発法人物質・材料研究機構
2.28　独立行政法人教職員支援機構
2.29　国立研究開発法人産業技術総合研究所
2.30　国立研究開発法人情報通信研究機構
2.31　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
2.32　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
2.33　独立行政法人国立高等専門学校機構
2.34　独立行政法人製品評価技術基盤機構
2.35　独立行政法人国立文化財機構
2.36　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
2.37　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（注釈3h）
2.38　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
2.39　独立行政法人国立青少年教育振興機構
2.40　独立行政法人家畜改良センター
2.41　独立行政法人国立美術館
2.42　独立行政法人国立科学博物館
2.43　独立行政法人国立印刷局
2.44　国立研究開発法人防災科学技術研究所
2.45　独立行政法人酒類総合研究所
2.46　独立行政法人統計センター
2.47　国立大学法人
2.48　独立行政法人国立女性教育会館
2.49　株式会社日本貿易保険
2.50　国立研究開発法人土木研究所
2.51　独立行政法人経済産業研究所

○外務省告示第百八十三号

令和七年二月二十五日にカトマンズで、ネパールにおけるジャジャルコット地震によって被災した地域の生計の改善及び災害に対する強靱性の向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ジャジャルコット地震によって被災した地域の生計の改善及び災害に対する強靱性の向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億五千万円
3　署名者
日　本　側　前田徹在ネパール大使
国際連合開発計画側　横須賀恭子在ネパール事務所代表
令和七年五月十三日
外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百八十四号

令和七年三月二十七日にスバで、太平洋諸島における気象業務向上及び災害リスク軽減のための地域拠点整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　太平洋諸島における気象業務向上及び災害リスク軽減のための地域拠点整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十七億三千九百万円
3　贈与の供与期限　令和十二年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　道井緑一郎在フィジー大使
フィジー側　ロ・フィリペ・ンガラニンギオ・トゥイサワウ公共事業・気象サービス・運輸大臣
令和七年五月十三日
外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百八十五号

令和七年三月二十二日に東京で、日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定を改正する議定書の署名が行われ、同議定書は、令和七年四月二十二日に効力を生じた。

令和七年五月十三日
外務大臣　岩屋　毅

（訳文）

日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定を改正する議定書

日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府（以下「締約国政府」という。）は、

三者間協力の推進における三者間協力事務局（以下「事務局」という。）の役割及び事務局の能力開発の促進の重要性を認識し、

二千十年十二月十六日にソウルで作成された日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定（以下「協定」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　協定第五条1(a)及び(b)を次のように改める。

(a)　事務局長は、一の締約国政府の指名（大韓民国、日本国、中華人民共和国の順の輪番制による。）に基づいて、三箇国外相会議において任命される。事務局長の任期は、三年とする。

(b)　締約国政府による別段の合意がない限り、事務局長を指名した国の政府以外の締約国政府は、それぞれ事務局次長一名を指名し、これらの者は三箇国外相会議において任命される。事務局次長の任期は、原則として三年とし、三箇国外相会議の承認を得て三年を限度として一回延長することができる。

2　協定を改正するこの議定書によって改正される事務局長及び事務局次長の任期は、この議定書が効力を生ずる時に在職している事務局長及び事務局次長について適用する。

第二条

各締約国政府は、他の全ての締約国政府に対し、この議定書の効力発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を外交上の経路を通じて書面により通告を行う。この議定書は、当該通告のうち最も遅いものが行われた日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十五年三月二十二日に東京で、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために
岩屋毅

中華人民共和国政府のために
王毅

大韓民国政府のために
趙兌烈

○外務省告示第百八十六号

平成二十九年九月十四日にブラジリアで、税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和三年九月二十一日に効力を生じた。

令和七年五月十三日

外務大臣　岩屋　毅

税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の協定

日本国政府及びブラジル連邦共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

関税法令に対する違反が、それぞれの国の公共の安全並びに経済上、財政上、社会上、文化上、公衆衛生上及び商業上の利益を害するものであることを考慮し、

関税その他の輸出入に際し徴収される税の正確な査定を確保すること並びに税関当局による禁止、制限及び規制のための措置の適正な執行を確保することの重要性を考慮し、

それぞれの国の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、

特定の物品に関する禁止、制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際協定を考慮し、

関税法令違反に対する行動を両税関当局間の協力により一層効果的なものとし得ることを確信し、

千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告を考慮し、

麻薬及び向精神薬の取引が公衆衛生及び社会に害を及ぼすことを考慮し、

国際的な組織犯罪の脅威及びその脅威と効果的に戦う必要性を考慮し、

国際貿易におけるサプライチェーンの安全及び円滑化に対する世界的な関心が増大していることを認識し、

正当な貿易の自由な流れを確保し、並びに社会及び歳入を保護するための両締約国政府の必要を満たすに当たり、遵守と円滑化との均衡を達成することの重要性を認識し、

危険度に応じた管理手法等の最新の規制技術を採用することにより、国際貿易が円滑になることを確信して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、通過及び蔵置に関し税関当局が運用し、及び執行する法令上の規定（それぞれの国の関税領域の境界を越える規制物品の移動に関する禁止、制限その他これらに類する規制のための措置に関する行政上の措置を含む。）をいう。

(b)　「税関当局」とは、日本国にあっては財務省をいい、ブラジル連邦共和国にあっては財務省連邦歳入庁をいう。

(c)　「情報」とは、データ、文書、報告その他のあらゆる形式の連絡（被要請当局が提供を認めた文書又はその写しを含む。）をいう。

(d)　「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。

(e)　「者」とは、自然人、法人又は法人格を有しない他の団体をいう。

(f)　「要請当局」とは、支援を要請する税関当局をいう。

(g)　「被要請当局」とは、支援を要請された税関当局をいう。

(h)　「関税領域」とは、各締約国政府の国の関税法令が施行されている当該国の領域をいう。

(i)　「職員」とは、税関職員又は税関当局によって指定された他の政府職員をいう。

(j)　「麻薬及び向精神薬」とは、千九百八十八年十二月二十日の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約第一条(n)及び(r)に定義する物質又は当該物質を含む製品並びに両国の法令において定めるその他の物質又は当該物質を含む製品をいう。

(k)　「前駆物質」とは、向精神薬及び麻薬の製造において頻繁に使用される物質であって、千九百八十八年十二月二十日の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約附属書付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げるもの並びに両国の法令において定めるその他の物質をいう。

第二条　この協定の適用範囲

1　両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、調査し、及び処置するため、この協定の規定に従って、税関当局を通じて相互に行政支援を行う。

2　両締約国政府は、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のため、税関当局を通じて協力するよう努める。

3　この協定は、両締約国政府により、各国において施行されている法令に従い、かつ、それぞれの税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

4　この協定は、関税、租税又は罰金を回収するための支援を対象としない。

5　この協定は、両締約国政府間の相互行政支援のみを対象とするものとし、他の国際協定に基づく両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

6　この協定の規定は、いかなる者に対しても、証拠を入手し、抑止し、若しくは排除する権利又はこの協定に基づいて要請された支援の実施を妨げる権利を付与するものではない。

第三条　相互支援

1　税関当局は、要請に応じ又は自己の発意により、関税法令の適正な適用の確保並びに関税法令違反の防止、調査及び処置に寄与する情報（次のものを含む。）の交換を通じ相互に支援を行う。

(a)　関税その他の税の正確な査定に関する情報（物品の課税価額、関税分類及び原産地を含む。）

(b)　税関手続（関税法令、規則並びに税関当局の権限の範囲内における禁止、制限及び規制のための措置を含む。）に関する情報

(c)　いずれかの締約国政府により摘発された事件に係る密輸物品の入手源、関税法令違反の新たな適用事例及び密輸方法に関する情報

2　いずれの一方の税関当局も、要請に応じ又は自己の発意により、他方の税関当局の国の関税領域において行われ、又は計画された関税法令違反に関して利用可能な情報を当該他方の税関当局に提供する。

3　いずれの一方の税関当局も、利用可能な情報が他方の税関当局の国の経済、公衆衛生、公共の安全その他の重要な利益に実質的な損害を与え得る深刻な関税法令違反に関連するものであると考える場合において、必要と認めるときは、当該他方の税関当局に対して当該情報を提供する。

第四条　要請に基づく支援

1　被要請当局は、要請に応じ、要請当局に対して次の情報を提供する。

(a)　当該要請当局の国の関税領域に輸入された物品が、当該被要請当局の国の関税領域から適法に輸出されたか否かに関する情報

(b)　当該要請当局の国の関税領域から輸出された物品が、当該被要請当局の国の関税領域に適法に輸入されたか否かに関する情報

(c)　一方の税関当局の国の関税領域を通過した上で他方の税関当局の国の関税領域に向かう物品が、適法に通過したか否かを示す情報

2　1の規定に従って提供される情報には、要請に応じ、その要請の対象である物品の通関の際に用いられた税関手続が含まれる。

第五条　監視

被要請当局は、要請に応じ、その利用可能な資源の範囲内で、次のものについて、特別な監視を行い、及び要請当局に情報を提供する。

(a)　当該要請当局の国の関税領域において関税法令違反を犯したことについて当該要請当局により知られ、又は疑われている者（特に当該被要請当局の国の関税領域に出入りする者）

(b)　当該要請当局の国の関税領域に向けた不正取引の対象となる疑いがあると当該要請当局により通報された輸送中又は蔵置中の物品

(c)　当該要請当局の国の関税領域において関税法令違反の行為のために使用されたことについて当該要請当局により疑われている輸送手段

(d)　当該要請当局の国の関税領域において関税法令違反の行為に関連して使用されたことが知られており、又は使用されていることが疑われている施設

第六条　注意を要する品目

両税関当局は、要請に応じ又は自己の発意により、関税法令違反を構成し、又は構成する疑いがある行動が発見され、又は計画されている場合には、当該行動に関連する情報（特に次のものの移動に関するもの）を相互に提供する。

(a)　麻薬、向精神薬及び前駆物質

(b)　武器、弾薬、爆発物及び爆発装置、放射性物質並びに環境及び公衆衛生に害を及ぼす他の物質

第七条　要請の連絡

1　この協定に基づく支援の要請は、英語による書面で行われる。当該要請には、その要請された支援の実施に有益と認められる情報を添付する。緊急な事情によりやむを得ない場合には、口頭による要請であっても承認され得る。ただし、当該口頭による要請は、速やかに書面で確認される。

2　1の規定による支援の要請には、次の情報を含める。

(a)　要請当局

(b)　要請に関連する手続の種類

(c)　要請の目的及び理由

(d)　判明している場合には、要請に関係する者の氏名又は名称及び住所

(e)　検討されている事案の簡単な説明及び関連する法的要素

(f)　該当する場合には、第十条1の規定に基づく言及

3　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従って提供される情報は、それぞれの税関当局が指定する職員の間で直接伝達される。

4　この協定に基づく支援の要請に添付する文書は、必要な範囲内で、英語に翻訳する。

第八条　被要請当局の国の関税領域における職員の立会い

1　被要請当局が要請当局の要請に同意する場合には、当該要請当局が特別に指定する職員は、当該被要請当局が課する条件に従い、当該被要請当局が自国の関税領域において行う質問に立ち会うことができる。

2　被要請当局は、要請当局の要請があった場合において、適当と認めるときは、当該要請に応じて措置をとる時期及び場所を当該要請当局に通報する。

3　1の規定にかかわらず、被要請当局によって行われる質問に立ち会う要請当局の職員は、助言者的な役割のみを有するものとし、法的な又は捜査上の権限を行使してはならない。

4　要請当局の職員は、1の規定に基づき被要請当局の国の関税領域に所在するときは、当該被要請当局の同意を得て、及び当該被要請当局が課する条件に従い、当該被要請当局の官署において、文書、記録その他の関連資料（関税法令違反となり、又は関税法令違反となる可能性のある活動に関連するものを含む。）を閲覧し、及び当該要請当局がこの協定の適用上必要とする当該文書、記録その他の関連資料の関連部分の写しを入手することができる。

5　要請当局の職員は、この条の規定に基づき他方の税関当局の国の関税領域に所在するときは、身分証明書及び公的資格を証明するものをいつでも提示することができるようにしなければならない。当該職員は、制服を着用してはならず、及び武器を携行してはならない。

6　要請当局の職員は、この条の規定に基づき他方の税関当局の国の関税領域に所在するときは、当該他方の税関当局の国の法令の範囲内で、当該他方の税関当局の職員に与えられている保護と同一の保護を受けるものとし、自己が行う可能性のあるいかなる違反についても責任を負う。

第九条　情報の秘密性

1　この協定に従って受領した情報は、第二条1に定める目的のためにのみ使用される。当該情報は、当該情報を提供する税関当局が他の機関による使用を明示的に書面で承認した場合を除くほか、他の機関に伝達してはならない。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約国政府は、この協定に従って受領した情報を他の目的のために使用することを希望する場合には、当該情報を提供した税関当局の書面による事前の同意を得るものとする。その使用に当たっては、当該税関当局の定めるいかなる制限にも従うものとする。

3　1の第二文の規定にかかわらず、情報を提供する税関当局が別段の通報を行う場合を除くほか、情報を受領する税関当局は、この協定に従って受領した情報を自国の関連する法執行機関に提供することができる。当該法執行機関は、1の第一文、2、4及び6並びに次条に定める条件に従って当該情報を使用することができる。

4　各締約国政府は、この協定に従って受領したあらゆる情報の秘密性を保持するものとし、当該情報を提供する税関当局の国の法令に基づいて同種の情報に与えられている保護及び秘密性と少なくとも同程度の保護及び秘密性を与える。ただし、当該情報を提供する税関当局が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

5　この条の規定は、情報を受領する税関当局の国の法令に定める限りにおいて、当該情報が使用され、又は開示されることを妨げるものではない。当該税関当局は、可能なときはいつでも、被要請当局に対し、当該情報の開示を事前に通報する。

6　要請当局に対しては、被要請当局は、情報の使用に関するあらゆる制限について書面によって通報することができる。

第十条　刑事手続における情報の使用

1　要請された情報が、要請当局の国の関税法令が遵守されなかったことについて開始される刑事手続であって、裁判所又は裁判官の行うものにおいて使用され得る場合又は使用が意図される場合には、当該要請当局は、行われた可能性がある犯罪を特定する。

2　一方の締約国政府が、1に規定する情報以外の受領した情報を裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用することを希望する場合には、当該一方の締約国政府の税関当局は、当該情報を提供した他方の締約国政府の税関当局の書面による事前の同意を得るものとする。

3　1又は2に規定する状況において提供された場合を除くほか、この協定に従って受領した情報は、要請当局の締約国政府により裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用されてはならない。

第十一条　例外

1　被要請当局の締約国政府は、この協定に基づく支援が自国の主権、安全、公共政策その他の重要な利益を侵害し、又は自国の関税領域における営業上、事業上若しくは職業上の秘密に関する侵害を伴うこととなると認める場合には、要請された支援を拒否し、若しくは保留することができ、又は一定の条件若しくは要件が満たされることを支援の条件とすることができる。

2　要請当局は、同様の要請を被要請当局から受けたならば要請された支援を実施することができない場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。そのような要請に基づく支援の実施については、当該被要請当局の裁量に委ねられる。

3　被要請当局は、要請された支援の実施が現に行われている調査（関連する法執行機関による捜査を含む。）、訴追又は司法上の手続を妨げることを理由として、その支援の実施を保留することができる。この場合には、当該被要請当局は、一定の条件を付することにより支援を行う可能性について判断するため、要請当局と協議する。

第十二条　技術協力及び支援

1　両税関当局は、必要かつ適当な場合には、新たな税関手続並びに取締りのための装置及び技術の研究、開発及び試験、税関職員の訓練活動並びに両税関当局間の人的交流の分野において協力する。

2　いずれの税関当局も、適当な場合には、要請に応じ又は自己の発意により、次のものに関連する利用可能な情報を提供する。

(a)　有効性が立証された取締りのための新たな技術

(b)　関税法令違反を行う際の新たな傾向、手段又は方法

第十三条　要請の実施

1　被要請当局は、この協定に基づいて要請された支援を合理的な期間内に実施するため、全ての合理的な措置をとる。

2　要請された支援を実施することができない場合には、要請当局は、速やかにその旨を通報されるものとし、当該要請された支援の実施の延期又は拒否の理由を記した書面を受領する。当該書面には、要請当局がその要請を更に行うに際して有益となり得る関連情報を添付することができる。

3　被要請当局は、自らが要請された支援を実施する適当な機関でない場合には、直ちにその要請を適当な機関へ転送し（ただし、当該適当な機関は、その要請に応ずる義務を負わない。）、又は要請当局に対し適当な機関及び当該要請された支援に関してとるべき適当な手続について通報する。

4　被要請当局は、要請に応じ、自己が提供を認めた文書又はその写しを提供する。

第十四条　費用

1　この協定を実施するに当たって必要となる経費については、それぞれの締約国政府が負担する。

2　要請された支援を実施するために高額な経費又は特別の性質の経費を必要とする場合には、両締約国政府は、当該要請された支援を実施する条件及び費用を負担する方法を決定するために協議する。

第十五条　協定の実施

1　この協定の解釈又は実施に関する全ての問題又は紛争は、両締約国政府間の協議によって解決する。

2　この協定を実施するための詳細な取決めは、必要に応じて、両締約国政府の税関当局の間で締結される。

第十六条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十七条　効力発生

この協定は、両締約国政府が、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続が完了した旨を、外交上の経路を通じて書面により相互に通告した日の後九十日目の日に効力を生ずる。

第十八条　終了

1　この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。終了は、他方の締約国政府が終了の通告を受領した日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定の終了の前に受領した支援の要請については、この協定に従って完了される。

第十九条　領域的な適用範囲

この協定は、両国がそれぞれの国内法令に定める関税領域について適用される。

第二十条　改正

両締約国政府は、外交上の経路を通じて書面による相互の合意により、いつでもこの協定を改正することができる。改正は、第十七条に定める条件と同様の条件に従って効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年九月十四日にブラジリアで、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
山田彰

ブラジル連邦共和国政府のために
ジョルジ・ハジジ

○外務省告示第百八十七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年四月二十八日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和七年五月十三日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年四月二十八日
発行年月日　令和四年七月十四日
旅券番号　ＴＴ二三二二八七一

○文部科学省告示第四十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条において読み替えて準用する同法第五十九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる登録記念物の登録を抹消したので、同法第百三十三条において読み替えて準用する同法第五十九条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年五月十三日

文部科学大臣　阿部　俊子

名称	関係告示	所在地
小早川氏庭園	平成二十六年文部科学省告示第四十一号	長崎県島原市城内二丁目一〇一三番、一〇一三番一 長崎県島原市城内二丁目一〇一三番に北接する水路敷、同一〇一三番に北接する水路敷と同一〇一三番一に挟まれる道路敷を含む。

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

五月九日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

五月九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律

議案通知書受領

五月九日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

質問書提出

五月九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

太平洋クロマグロの資源管理に係る沖縄県への漁獲可能量の配分等に関する質問主意書（屋良朝博提出）

日台民間漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等に関する質問主意書（屋良朝博提出）

外国人による国民健康保険料等の未納・滞納や医療サービス濫用への対策の必要性に関する質問主意書（竹上裕子提出）

答弁書受領

五月九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島田洋一提出太陽光発電設備の安全性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出米政策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦提出がん検診の新技術に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦提出山林火災の消火活動に海水を利用することに関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦提出子どもの自殺防止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明提出難民認定申請者の保護に関する質問に対する答弁書

衆議院議員五十嵐えり提出ビール製造免許及び発泡酒製造免許を有する小規模事業者の実態に係る国税庁の保有する情報の開示に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出統合型リゾート（ＩＲ）開設に伴う性風俗産業及び感染症対策等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員矢﨑堅太郎提出ＮＨＫに関する質問に対する答弁書

参議院

議案付託

五月九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）　経済産業委員会に付託

議決通知

五月九日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件

また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

質問主意書提出

五月九日議員から次の質問主意書が提出された。

政府備蓄米を放出しても米の市場価格が下がらないことに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一七号）

答弁書受領

五月九日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員神谷宗幣提出日中「友好交流」を通じた地方自治体・青少年・メディア等に対する中国の統一戦線工作・影響力工作に関する質問に対する答弁書（第一〇四号）

参議院議員浜田聡提出雇用保険に未取得状態の労働者における「一週間の所定労働時間」の算定に関する質問に対する答弁書（第一〇五号）

報告書提出

五月九日委員長から次の報告書を提出した。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二八号）審査報告書

条約送付及び通知

五月九日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知

五月九日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律

人事異動

内閣府

藤原　靜雄

願に依り個人情報保護委員会委員長を免ずる（三月二十一日）

中山　義隆　神谷たか子　岩渕　裕子

宇佐川邦子（高橋　邦子）　角南　篤

喜屋武裕江　島村　聡

嵩原　義信　玉城　絵美

（後藤　絵美）　寺井　公子

富田めぐみ（加藤めぐみ）　富原加奈子

益戸　正樹　前田　貴子

宮平　栄治　本永　浩之

沖縄振興審議会委員に任命する（各通）

清水新一郎　黒田かをり（亀谷かをり）

湯浅　信好　原田　大樹

北村　聡子　石津　寿惠

青木　雅明

公認会計士・監査審査会会長に任命する

古布　薫　上田　亮子

蟹江　章（志田　薫）　川村　義則

玉井　裕子　千葉　通子

塩谷　公朗　井野　貴章

公認会計士・監査審査会委員に任命する（各通）

稲山　文男　中里　智美

武藤　京子　芳仲美恵子

（畑　美恵子）　寺田　麻佑

佐藤　郁美　木村　琢麿

中村真由美（岡庭真由美）　久末　弥生

情報公開・個人情報保護審査会委員に任命する（各通）

兼川　真紀　大江　裕幸

（中牟田真紀）　杉原　則彦

内藤　恵　鈴木　英司

藤澤　治奈（小出　治奈）　山上　圭子

退職手当審査会委員に任命する（各通）

河合　晃一　長村　彌角　金岡　克己

藤川裕紀子（小林裕紀子）

島本　幸治　佐藤　綾子

澤田　道隆　栗原美津枝

高橋真木子（土居美津枝）

野﨑　邦夫

独立行政法人評価制度委員会委員に任命する（各通）

中釜　斉

国立研究開発法人日本医療研究開発機構理事長に任命する

大谷　益世

預金保険機構監事に任命する（以上四月一日）

桑原　悠　小西　聖子　佐々木かをり

清水　博　白波瀬佐和子　鈴木　準

納米恵美子　細川　珠生　山口慎太郎

山田　昌弘　山本　隆司　芳野　友子

男女共同参画会議議員に任命する（各通）（四月十九日）

秋田喜代美　有村　大士　五十嵐　隆

石井　智康　石原　理　大豆生田啓友

川松　亮　工藤　さほ（木村　さほ）

倉石　哲也　　黒木　碧恵　　小泉　勇人
豪田　トモ
（合田　智一）
小室　淑恵
（石川　淑恵）
椎木　里佳　　新保　幸男　　杉島理一郎
鈴木みゆき　　砂上　史子　　南光　開斗
新居日南恵
（伏見日南恵）
畑山　麗衣　　ブローハン　聡
前田　正子　　松田　茂樹
宮島　香澄
（八代　香澄）
山内　ゆな
（堀田　ゆな）
こども家庭審議会委員に任命する（各通）（四月二十一日）

生野　考司
公益認定等委員会委員に任命する（四月二十二日）
太田　達也　　野坂　祐子
正木　靖子　　和氣みち子
犯罪被害者等施策推進会議委員に任命する（各通）（五月六日）

官庁報告

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）

次に掲げる組換えＤＮＡ技術応用飼料については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第１の１の(1)のシの規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を行ったので、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第４条の規定に基づき公表する。

令和７年５月13日

農林水産大臣　江藤　　拓

品種	名称	申請者
トウモロコシ	半矮性トウモロコシMON94804系統	バイエルクロップサイエンス株式会社

太平洋広域漁業調整委員会会長公示第十五号

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号３(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

太平洋広域漁業調整委員会会長　北門　利英

令和七年四月九日から令和七年四月三十日まで

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第十五号

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号３(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　田中　栄次

令和七年四月九日から令和七年四月三十日まで

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第十五号

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号３(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　今井　一郎

令和七年四月九日から令和七年四月三十日まで

公　告

諸　事　項

北上川沿岸中田地区土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県登米市に事務所を有する北上川沿岸中田地区土地改良区から申請のあった定款変更については、令和７年４月21日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和７年５月13日

東北農政局長　菅家　秀人

財部町土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、鹿児島県及び宮崎県の区域の一部を地区とし、鹿児島県曽於市に事務所を有する財部町土地改良区から申請のあった定款変更は、令和７年４月21日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和７年５月13日

九州農政局長　緒方　和之

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の４の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年５月13日

関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	株式会社ダイイチ
本店の所在地	神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目２番地19
登録番号	関東（包）第22号
営業廃止年月日	令和７年３月31日

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年５月13日

関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	スルガ銀行株式会社
本店の所在地	静岡県沼津市通横町23番地
登録番号	関東（個）第26号－４
営業廃止年月日	令和７年３月31日

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年５月13日

関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	株式会社Paidy
本店の所在地	東京都港区赤坂九丁目７番１号
登　録　番　号	関東（個）第86号―３
営業廃止年月日	令和７年２月３日

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年５月13日　　関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	株式会社ダイイチ
本店の所在地	神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目２番地19
登　録　番　号	関東（ク）第53号
営業廃止年月日	令和７年３月31日

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年５月13日　　関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	キャナルペイメントサービス株式会社
本店の所在地	東京都千代田区神田神保町二丁目10番地４
登　録　番　号	関東（ク）第123号
営業廃止年月日	令和７年４月１日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月13日

中国地方整備局長　林　　正道

１　処分をした年月日　令和７年４月17日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エスイー鉄建株式会社　市川真佐史　鳥取県西伯郡大山町高田1151―７　国土交通大臣許可（般―３）第26286号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年４月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告
相続権主張の催告
失踪に関する届出の催告
破産手続開始
失踪宣告

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

破産債権の特別調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３号
栃木県佐野市植下町427番地
清算株式会社　株式会社柿沼工業
１　決定年月日　令和７年４月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和６年（ヒ）第１００４号
千葉市花見川区三角町196番地８
清算株式会社　株式会社鹿本商事
１　決定年月日　令和７年４月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

令和６年（ヒ）第２０７８号
東京都中央区銀座４丁目２番15号塚本素山ビル６階弁護士法人トライデント銀座オフィス内
清算株式会社　株式会社伊那園芸
１　決定年月日　令和７年４月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２００４号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
清算株式会社　株式会社ＫＭ
代表清算人　亀谷　勝裕
１　決定年月日　令和７年４月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社ＫＭ（以下「清算株式会社」という）の本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
３　弁済の方法及び端数の処理
⑴　弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権の弁済の定義
一般債権とは、協定債権のうち、後記第３．１で定義する劣後債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び放棄
⑴　一般債権の弁済
清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から１ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　一般債権の放棄
各一般債権者は、上記⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。なお、上記⑴の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各一般債権者に通知したときに、各一般債権者は一般債権をすべて放棄する。
⑶　追加弁済
上記⑴による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各一般債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記⑵による放棄の効力は失われるものとする。
第３　劣後債権
１　劣後債権の定義
劣後債権とは、協定債権のうち、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）が清算株式会社に対して有する全額約定劣後債権をいう。
２　劣後債権の弁済及び放棄
⑴　劣後債権の弁済
清算株式会社は、上記第２の２の弁済によって一般債権が全て弁済されたときは、当該弁済日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び上記第２の２の一般債権に対する弁済総額を合計した額を控除した残額を弁済原資として、劣後債権者に対して弁済する。
⑵　劣後債権の放棄
劣後債権者は、上記⑴の弁済を受けたときに、その余の劣後債権をすべて放棄する。なお、上記⑴の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が劣後債権者に通知したときに、劣後債権者は劣後債権をすべて放棄する。
⑶　追加弁済
上記⑴による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、劣後債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、劣後債権者に対して弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記⑵による放棄の効力は失われるものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００１号
横浜市神奈川区金港町６番地３横浜金港町ビル６階ユナイト法律会計事務所内
清算株式会社　株式会社ＹＷＳ
代表清算人　桃沢　清志
１　決定年月日　令和７年４月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の方法
本協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は協定債権者の負担とする。
２　協定の実行等
清算株式会社は、第２（協定債権の弁済及び免除）１⑴に規定する期限内に協定を実行し、可及的速やかに清算結了の手続を行う。
３　解除条件
本協定に対する裁判所の認可決定がなされず、又は裁判所の認可決定が取り消された場合は、本協定に基づくすべての行為は、遡って効力を失う。
第２　協定債権の弁済及び免除
１　協定債権の一部弁済及び残額の免除
⑴　清算株式会社は、本協定認可確定の日から１か月以内に、協定債権者に対し、金831,373円を支払う。
⑵　清算株式会社は、協定債権者から、本弁済額を除く残余の協定債権全部（債権元本残高、未収利息及び遅延損害金を含む。）について、当該弁済をした日の翌日に全額免除を受ける。
２　１に規定する弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合、債権者が前項⑴の弁済の後にした残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１００１号
長野県千曲市大字羽尾1562番地
清算株式会社　株式会社ＣＫＭ管財
代表清算人　竹森　勝彦
１　決定年月日　令和７年４月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
各協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときは、清算会社に対し、本協定の認可の決定が確定した時点における各協定債権の総額を免除する。
以上
長野地方裁判所上田支部

令和７年（ヒ）第１号
静岡県富士宮市根原449番地の１
清算株式会社　株式会社ＡＮ商事
代表清算人　簔　　俊行
１　決定年月日　令和７年４月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定債権の定義
協定債権とは、会社法第515条第３項に定める債権をいう。
２　弁済方法
協定債権に対する弁済は、協定債権者が別途指定する口座に振り込んで支払う方法により行う。振込手数料は清算株式会社（以下、「会社」という。）の負担とする。
第２　権利の変更及び弁済方法
１　弁済
会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から１か月以内に、会社の財産から租税債権、清算費用等を控除した後の残額を、各協定債権の元本に応じて按分した額を弁済する。なお、１円未満の端数は切り捨てる。
２　債務の免除
会社は、上記１の弁済実行時に、協定債権のうち上記１の弁済額を控除した残額すべてにつき（利息及び遅延損害金、不履行による損害賠償及び違約金並びに清算手続参加の費用等を含み、これに限られない。）、全額の債務免除を受ける。
３　追加弁済
上記１の弁済実行後、会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先的債権等を控除した残額を追加弁済原資として、協定債権者に対し、上記１記載の方法により追加弁済を実行する。この場合においては、上記２に基づく残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。
第３　共益的債権及び優先的債権の弁済
会社は、特別清算の手続のために会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。
以上
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（ヒ）第２号
静岡県富士宮市人穴203番地の33
清算株式会社　株式会社アクアクララ朝霧
代表清算人　簔　　俊行
１　決定年月日　令和７年４月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定債権の定義
協定債権とは、会社法第515条第３項に定める債権をいう。
２　弁済方法
協定債権に対する弁済は、協定債権者が別途指定する口座に振り込んで支払う方法により行う。振込手数料は清算株式会社（以下、「会社」という。）の負担とする。
第２　権利の変更及び弁済方法
１　弁済
会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から１か月以内に、会社の財産から租税債権、清算費用等を控除した後の残額を、各協定債権の元本に応じて按分した額を弁済する。なお、１円未満の端数は切り捨てる。
２　債務の免除
会社は、上記１の弁済実行時に、協定債権のうち上記１の弁済額を控除した残額すべてにつき（利息及び遅延損害金、不履行による損害賠償及び違約金並びに清算手続参加の費用等を含み、これに限られない。）、全額の債務免除を受ける。
３　追加弁済
上記１の弁済実行後、会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先的債権等を控除した残額を追加弁済原資として、協定債権者に対し、上記１記載の方法により追加弁済を実行する。この場合においては、上記２に基づく残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。
第３　共益的債権及び優先的債権の弁済
会社は、特別清算の手続のために会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。
以上
静岡地方裁判所富士支部

監督命令

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生
手続開始

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生
計画認可

所有者不明土地管理命令に関
する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十一月二十日
掲載頁　五頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十二月二十三日
掲載頁　三頁
令和七年五月十三日
東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル
（甲）株式会社Ｐｒｅｆｅｒｒｅｄ　Ｎｅｔｗｏｒｋｓ
代表取締役　西川　徹
東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル
（乙）株式会社Ｐｒｅｆｅｒｒｅｄ　Ｅｌｅｍｅｎｔｓ
代表取締役　岡野原大輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://corporate.coincheck.com/
令和七年五月十三日
東京都渋谷区桜丘町一番四号
（甲）コインチェック株式会社
代表取締役　蓮尾　聡
東京都渋谷区桜丘町一番四号
（乙）Ｍ１　Ｃｏ合同会社
代表社員　コインチェックグループ　エヌブイ
職務執行者　井上　明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二日
掲載頁　一二六頁（号外第一〇〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二日
掲載頁　一二六頁（号外第一〇〇号）

令和七年五月十三日
長野県小諸市大字耳取五六番地一
（甲）株式会社浅間鋼機
代表取締役　小林　正人
長野県小諸市大字耳取五六番地一
（乙）株式会社浅間建工
代表取締役　小林　正人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月十四日
掲載頁　七十五頁（号外第三十号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年五月十三日
名古屋市中区千代田一丁目一六番一号
（甲）株式会社サカツコーポレーション
代表取締役　牧野　充宏
岐阜市茜部大野二丁目四二番地
（乙）有限会社サカツコーポレーション
代表取締役　牧野　充宏

吸収分割公告

左記会社は、令和七年七月一日付で吸収分割して甲は乙の診断薬事業、大仁医薬工場および大仁統括センターに関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月二十六日
掲載頁　一三七頁（号外第一五三号）
令和七年五月十三日
東京都中央区日本橋小舟町一二番一五号
（甲）ナガセダイアグノスティックス株式会社　代表取締役　木邊　龍二
東京都千代田区有楽町一丁目一番二号
（乙）旭化成ファーマ株式会社
代表取締役　青木　喜和

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＶＥＲＴＥＸとし、効力発生日は令和七年六月十六日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

北海道岩内郡岩内町字万代四五番地一〇

合同会社ＶＥＲＴＥＸ

代表社員　柴田　尚幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ

ＨａｄａｌＳｅｃｕｒｉｔｙ合同会社

代表社員　村松　和哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

東京都新宿区新宿一丁目三六番二号新宿第七葉山ビル三階　合同会社タベタノ

代表社員　上瀧　将郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はディリテック株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号　神宮前タワービルディング一四階

合同会社ＤＩＬＩＧＥＮＣＥ

代表社員　窪田　昂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

名古屋市中区栄五丁目二六番三九号ＧＳ栄ビル三Ｆ

合同会社ユナイテッドパーソナル

代表社員　安藤　雅大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

滋賀県草津市野路一丁目一六番一―七一〇号

合同会社こころやぷらす

代表社員　井上　美樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

大阪府泉佐野市中町二丁目五番四三号

合資会社篠原商事

代表社員　篠原　信一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

福岡市南区高宮三―二五―二一―二〇二

古賀研究所合同会社

代表社員　古賀　衣里

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千七百十七万四千五百円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十四日

掲載頁　四十五頁（号外第六十一号）

令和七年五月十三日

東京都江戸川区船堀四丁目八番一九号

株式会社ＫＳＪ

代表取締役　小林　誠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十三日

東京都文京区音羽一丁目一番一号

株式会社Ｃｏｍｆｙ

代表取締役　岩﨑　克哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十三日

横浜市都筑区東山田四―四〇―三三

株式会社ＥＸＴＨＥＲＭＯ

代表取締役　仲　健宏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千二万八千五百六十円、資本準備金の額を四千六百九万五千九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月十三日

掲載頁　二頁

令和七年五月十三日

東京都目黒区三田二丁目一六番一号

株式会社Ａｚｉｔ

代表取締役　吉兼　周優

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千九百四万六千円、資本準備金の額を一億四千八百五十四万六千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://doctorbook.co.jp/

令和七年五月十三日

東京都渋谷区恵比寿二丁目三六番一三号

株式会社Ｄｏｃｔｏｒｂｏｏｋ

代表取締役　相馬　理人

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十三日

仙台市青葉区落合一丁目一三番三三号

株式会社キノックス

代表取締役　郡山　慎一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十三日

東京都新宿区揚場町一番二一号

株式会社Ｇ―ｇｅｎ

代表取締役　羽柴　孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十三日

東京都練馬区春日町一丁目二四番三四号

神戸食品株式会社

代表取締役　小井土久美子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十三日

京都府長岡京市井ノ内広海道一六番地一

株式会社辻工務店

代表取締役　辻　正志

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十三日

大阪市東淀川区瑞光四丁目四番二八号

大阪冶金興業株式会社

代表取締役　寺内俊太郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十三日

愛媛県四国中央市川之江町七四九―二

川之江工業水利開発株式会社

代表取締役　三木　雅人

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるペータージェラルダスマルティヌスアドリアンセン、バートヤン・レイメート・ズートムルダー及びマクドナルド・グレゴリー・ジェーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目六番二号新丸の内センタービル二一階

ロイエンスアンドフォルクマーズビーヴイ

日本における代表者

ペータージェラルダスマルティヌス

アドリアンセン

日本における代表者

バートヤン・レイメート・ズートムルダー

日本における代表者

マクドナルド・グレゴリー・ジェー

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億五千九百二十二万四千七百円減少し百七十四億七百五十七万八千八百七十円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000907t5k4/

令和七年五月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

KRF67特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億三千五百万円減少し、六十九億五千二十五万九千七百三十三円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年六月十六日です。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和七年五月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ペリカン特定目的会社

取締役　北川　久芳

債権申出の催告（第一回）

当基金は、代議員会における代議員の議決により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十三日

埼玉県入間郡三芳町竹間沢二八三―一

T&K TOKAグループ勤労者財産形成基金

清算人　関根　秀明

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和六年九月三十日目次欄中				
（原稿誤り）				
一三			八贈与に関する日本国	贈与に関する取極の修正に関する日本国
（原稿誤り）				
目次及び本文において、令和七年三月二十四日外務省告示第百十六号を削除する。				
令和六年七月九日（号外第百六十四号）国土交通省告示第千五号（現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準等の一部を改正する告示）				
（原稿誤り）				
二一			(5)	(4)
二八			〃一一（改正後欄終りから五）	含む。）（改正後欄終りから四）
令和六年八月六日国土交通省告示第千七十四号（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件）				
（原稿誤り）				
七	上	終りから四	いずれか	いずれか（公衆便所にあっては、第一号から第三号までのいずれか）
令和七年一月十日（号外第五号）国土交通省告示第十二号（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示）				
（原稿誤り）				
五二ページ一二行目から三〇行目までを削除する。				